

宮古島市総合庁舎建設工事の建設現場を表彰しました

宮古労働基準監督署の管内において、労働災害を発生させることなく工事を完了させた建設現場に対し、令和3年3月4日、宮古労働基準監督署にて「建設事業無災害表彰状」の伝達授与式を行いました。

「建設事業無災害表彰」は、労働保険料の額が160万円以上の工事現場を対象として、着工から竣工までの全工期を通じて無災害であった事業場を厚生労働省労働基準局長が表彰する制度です。

今回は、以下の現場に対して表彰状の伝達授与を行いました。

(株)大米建設 宮古本店 宮古島市総合庁舎建設工事（建築1工区）

令和2年の宮古地区における建設業の労働災害（休業4日以上）は、全産業のうち建設業の割合の17%を占めています。

その中で、本工事現場は積極的に安全活動に取り組み、平成31年3月29日から令和2年11月30日までの1年8か月間、延べ労働者数87,204人、延べ労働時間数697,632時間にかけて全工期、無災害を達成し、今回の表彰に至りました。



表彰状を受賞した (株)大米建設 砂川 鐵雄 宮古本店長（前列右）と 小池 署長（同左）
現場代理人 島袋 隆 建築部長（後列中央）、
砂川盛栄 執行役員営業部長（後列左）、 池間 健 安全管理部長（同右）

建設事業無災害表彰制度

建設業における自主的安全活動を促進し、建設事業における労働災害を防止することを目的に設けられた制度で、一定規模以上の建設工事 1において、全工期を通じ、業務上の災害 2が発生しなかった現場に対して、申請に基づき厚生労働省労働基準局長から表彰するものです。

建設業で、無災害に向けて取り組み、全工期無災害を達成した事業場の皆様からの積極的な申請をお待ちしております。申請についての詳細は、所轄の各労働基準監督署へお問い合わせください。

1 事業の期間が予定される事業であって、建設業に該当する事業のうち、労働者災害補償保険の保険料（概算又は確定）の額が160万円以上のものに適用。

2 業務上の災害は、出張等で一般公衆の用に共せられる交通機関を利用中に発生したものを除き、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であっても労働基準法施行規則別表第2 身体障害等級表に掲げる身体障害を伴うもの。